



鳥取県公報

平成 30 年 10 月 23 日(火)
号外第 8 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県行政組織規則及び鳥取県会計規則の一部を改正する規則 (64) (人事企画課) . . . 3 鳥取県児童福祉法施行細則及び鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律施行細則の一部を改正する規則 (65) (子ども発達支援課) 5
◇ 訓 令	鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令 (14) (政策法務課) 15 鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (15) (職員支援課) 16 現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令 (16) (庶務集中課) 17
◇ 人委規則	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (17) (給与課) 19 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則 (18) (〃) 21

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県行政組織規則及び鳥取県会計規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

鳥取市、県及び環境省で構成する管理運営協議会により運営される山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンターが設置されることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県行政組織規則の一部改正

ア 生活環境部砂丘事務所を廃止する。

イ 生活環境部緑豊かな自然課の所掌事務に次の事務を加える。

鳥取砂丘の保全再生及び適正な利活用の推進並びに山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンターに関すること。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県会計規則の一部改正

ア 出納員に委任させる事務を定めた別表の規定中、生活環境部砂丘事務所に係る部分を削る。

イ 生活環境部緑豊かな自然課の出納員に委任させる事務に、日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例第14条に規定する過料の収納に関する事務を加える。

(3) 施行期日は、平成30年10月26日とする。

◇鳥取県児童福祉法施行細則及び鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

児童福祉法施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部が改正され、指定障害児通所支援事業者等、指定障害福祉サービス事業者等及び指定自立支援医療機関の指定等に際し提出を求めている記載事項が削減されること等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正

ア 指定障害児通所支援事業者等の指定の変更の申請書の様式等を改める。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正

ア 指定障害福祉サービス事業者等の指定の変更の申請書の様式等を改める。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布の日とする。

規 則

鳥取県行政組織規則及び鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第64号

鳥取県行政組織規則及び鳥取県会計規則の一部を改正する規則

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																														
<p>(課及び課内室等の設置)</p> <p>第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部局</th> <th style="width: 15%;">部内局</th> <th style="width: 35%;">課</th> <th style="width: 40%;">課内室等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">生活 環境 部</td> <td rowspan="2"></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">「山の日」大会 推進課</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(生活環境部各課の所掌事務)</p> <p>第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">環境立県推進課～循環型社会推進課 略</p> <p style="padding-left: 20px;">緑豊かな自然課</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(4) 略</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(5) 鳥取砂丘の保全再生及び適正な利活用の推進並びに山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンターに関すること。</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(6) 略</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(7) 略</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(8) 略</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(9) 略</u></p> <p style="padding-left: 40px;">「山の日」大会推進課 略</p>	部局	部内局	課	課内室等	略				生活 環境 部		略		「山の日」大会 推進課			略			略				<p>(課及び課内室等の設置)</p> <p>第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部局</th> <th style="width: 15%;">部内局</th> <th style="width: 35%;">課</th> <th style="width: 40%;">課内室等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">生活 環境 部</td> <td rowspan="3"></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">「山の日」大会 推進課</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">砂丘事務所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(生活環境部各課の所掌事務)</p> <p>第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">環境立県推進課～循環型社会推進課 略</p> <p style="padding-left: 20px;">緑豊かな自然課</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(4) 略</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(5) 略</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(6) 略</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(7) 略</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(8) 略</u></p> <p style="padding-left: 40px;">「山の日」大会推進課 略</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>砂丘事務所</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(1) 鳥取砂丘の保全再生の推進に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(2) 鳥取砂丘の適正な利活用の推進に関すること。</u></p>	部局	部内局	課	課内室等	略				生活 環境 部		略		「山の日」大会 推進課		砂丘事務所			略			略			
部局	部内局	課	課内室等																																												
略																																															
生活 環境 部		略																																													
		「山の日」大会 推進課																																													
	略																																														
略																																															
部局	部内局	課	課内室等																																												
略																																															
生活 環境 部		略																																													
		「山の日」大会 推進課																																													
		砂丘事務所																																													
	略																																														
略																																															

<p>くらしの安心局くらしの安心推進課～くらしの安心局水環境保全課 略</p> <p>(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の所掌事務)</p> <p>第10条の4 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 山陰海岸ジオパークの保全及び利用促進に關すること(緑豊かな自然課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(3) 略</p>	<p>くらしの安心局くらしの安心推進課～くらしの安心局水環境保全課 略</p> <p>(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の所掌事務)</p> <p>第10条の4 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 山陰海岸ジオパークの保全及び利用促進に關すること(砂丘事務所の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(3) 略</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(鳥取県会計規則の一部改正)

第2条 鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>別表第1の2(第6条関係)</p> <p>1 出納員に委任させる事務</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">委任事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">生活環境部緑豊かな自然課</td> <td style="border: 2px solid black;"> 1 鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第236号及び第237号に規定する手数料並びに鳥取県税条例第3条第2号アに規定する狩猟税の収納事務 2 日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例(平成20年鳥取県条例第64号)第14条に規定する過料の収納に関する事務 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	区分	委任事務	略		生活環境部緑豊かな自然課	1 鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第236号及び第237号に規定する手数料並びに鳥取県税条例第3条第2号アに規定する狩猟税の収納事務 2 日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例(平成20年鳥取県条例第64号)第14条に規定する過料の収納に関する事務	略		<p>別表第1の2(第6条関係)</p> <p>1 出納員に委任させる事務</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">委任事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">生活環境部緑豊かな自然課</td> <td style="border: 2px solid black;">鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第236号及び第237号に規定する手数料並びに鳥取県税条例第3条第2号アに規定する狩猟税の収納事務</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">生活環境部砂丘事務所</td> <td style="border: 2px solid black;">日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例(平成20年鳥取県条例第64号)第14条に規定する過料の収納に関する事務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	区分	委任事務	略		生活環境部緑豊かな自然課	鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第236号及び第237号に規定する手数料並びに鳥取県税条例第3条第2号アに規定する狩猟税の収納事務	生活環境部砂丘事務所	日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例(平成20年鳥取県条例第64号)第14条に規定する過料の収納に関する事務	略	
区分	委任事務																		
略																			
生活環境部緑豊かな自然課	1 鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第236号及び第237号に規定する手数料並びに鳥取県税条例第3条第2号アに規定する狩猟税の収納事務 2 日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例(平成20年鳥取県条例第64号)第14条に規定する過料の収納に関する事務																		
略																			
区分	委任事務																		
略																			
生活環境部緑豊かな自然課	鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第236号及び第237号に規定する手数料並びに鳥取県税条例第3条第2号アに規定する狩猟税の収納事務																		
生活環境部砂丘事務所	日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例(平成20年鳥取県条例第64号)第14条に規定する過料の収納に関する事務																		
略																			

附 則

この規則は、平成30年10月26日から施行する。

鳥取県児童福祉法施行細則及び鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第65号

鳥取県児童福祉法施行細則及び鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

(鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 鳥取県児童福祉法施行細則(平成3年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>(指定療育機関の名称の変更等の届出)</p> <p>第7条 省令第15条の規定による届出は、<u>指定療育機関変更等届出書</u>(様式第5号)を提出してしなければならない。</p> <p>(指定等の公示)</p> <p>第15条 法第21条の5の25又は第24条の18の規定による公示は、次に掲げる事項を公表することにより行なうものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる指定等(以下この条において「指定等」という。)に係る指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設の設置者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>法第21条の5の24第1項、第24条の17又は第33条の18第6項の規定による指定の取消し</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>様式第5号(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>指定療育機関変更等届出書</u></p> <p style="text-align: right;">____年 月 日</p> <p>職 氏名 様</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">フリガナ</p> <p style="text-align: right;">届出者 氏 名 ㊞</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p>	<p>(指定療育機関の名称等の変更の届出)</p> <p>第7条 省令第15条の規定による届出は、<u>指定療育機関名称等変更届出書</u>(様式第5号)を提出してなければならない。</p> <p>(指定等の公示)</p> <p>第15条 法第21条の5の25又は第24条の18の規定による公示は、次に掲げる事項を公表することにより行なうものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる指定等(以下この条において「指定等」という。)に係る指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設の設置者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>法第21条の5の24第1項又は第24条の17の規定による指定の取消し</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>様式第5号(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>指定療育機関名称等変更届出書</u></p> <p style="text-align: center;"><u>指定療育機関に次のとおり変更があったので、児童福祉法施行規則第15条の規定により届け出ます。</u></p> <p style="text-align: right;">____年 月 日</p> <p>職 氏名 様</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">フリガナ</p> <p style="text-align: right;">届出者 氏 名 ㊞</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p>				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">変更事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更前</td> <td></td> </tr> </table>		変更事項		変更前	
変更事項					
変更前					

指定を受けた療育機関について、下記のとおり（変更した・休止した・再開した・処分を受けた）ので、児童福祉法施行規則第15条の規定により届け出ます。

記

- 1 療育機関の名称及び所在地
- 2 変更又は処分の内容
- 3 変更、休止、再開又は処分の時期 年 月 日
- 4 変更、休止、再開又は処分の理由

注 変更の届出の場合においては、「2 変更又は処分の内容」欄に変更事項を記載するとともに、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第13号（第11条関係）

（表面）

略

（裏面）

児童福祉法（抄）

第29条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

様式第21号の2（第14条の2関係）

指定障害児通所支援事業者
指定変更申請書
指定障害児入所施設

年 月 日

職 氏名 様

所在地

申請者 名 称

（設置者） 代表者

㊞

指定の変更を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

略

略

申

請

者

の住所

代表者

（郵便番号 — ）
県

郡・市

変更後

変更年月日

年 月 日

様式第13号（第11条関係）

（表面）

略

（裏面）

児童福祉法（抄）

第29条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

様式第21号の2（第14条の2関係）

指定障害児通所支援事業者
指定変更申請書
指定障害児入所施設

年 月 日

職 氏名 様

所在地

申請者 名 称

（設置者） 代表者

㊞

指定の変更を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

略

略

申

請

者

の住所

代表者

（郵便番号 — ）
県

郡・市

<p>(設置者)</p> <p>略</p> <p>注 略 添付書類 略</p> <p>様式第22号 (第14条の3 関係) 指定障害児通所支援事業者 変更届出書 指定障害児入所施設 年 月 日</p> <p>職 氏名 様 所在地 届出者 名 称 代表者 ㊟</p> <p>指定を受けた事項に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変更した事項</td> <td style="text-align: center;">変更の内容</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black;">6 登記事項証明書又は 条例等 (当該指定に 係る事業に関するも のに限る。)</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black;">略</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black;">12 運営規程</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black;">13 略</td> <td></td> </tr> </table> <p>注 略 添付書類 略</p>		略	略		変更した事項	変更の内容	6 登記事項証明書又は 条例等 (当該指定に 係る事業に関するも のに限る。)	略	略	12 運営規程	13 略		<p>(設置者)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 20%;">役員に関する事項</td> <td style="width: 20%;">フリガナ 氏名</td> <td style="width: 20%;">生年月日</td> <td style="width: 40%;">住所</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>略</p> <p>注 略 添付書類 略</p> <p>様式第22号 (第14条の3 関係) 指定障害児通所支援事業者 変更届出書 指定障害児入所施設 年 月 日</p> <p>職 氏名 様 所在地 届出者 名 称 代表者 ㊟</p> <p>指定を受けた事項に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変更した事項</td> <td style="text-align: center;">変更の内容</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black;">6 定款、寄附行為等及 びその登記事項証明 書又は条例等 (当該 指定に係る事業に関 するものに限る。)</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black;">略</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black;">12 運営規程</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black;">13 障害児 (通所・入 所) 給付費の請求に 関する事項</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black;">14 役員の氏名及び住所</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black;">15 略</td> <td></td> </tr> </table> <p>注 略 添付書類 略</p>	役員に関する事項	フリガナ 氏名	生年月日	住所											略	略		変更した事項	変更の内容	6 定款、寄附行為等及 びその登記事項証明 書又は条例等 (当該 指定に係る事業に関 するものに限る。)	略	略	12 運営規程	13 障害児 (通所・入 所) 給付費の請求に 関する事項	略	14 役員の氏名及び住所	15 略	
	略																																								
略																																									
変更した事項	変更の内容																																								
6 登記事項証明書又は 条例等 (当該指定に 係る事業に関するも のに限る。)	略																																								
略																																									
12 運営規程																																									
13 略																																									
役員に関する事項	フリガナ 氏名	生年月日	住所																																						
	略																																								
略																																									
変更した事項	変更の内容																																								
6 定款、寄附行為等及 びその登記事項証明 書又は条例等 (当該 指定に係る事業に関 するものに限る。)	略																																								
略																																									
12 運営規程																																									
13 障害児 (通所・入 所) 給付費の請求に 関する事項	略																																								
14 役員の氏名及び住所																																									
15 略																																									

(鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第2条 鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年鳥取県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>(指定障害福祉サービス事業者等の指定等の公示)</p> <p>第4条 法第51条の規定による公示は、次に掲げる事項を公表することにより行うものとする。</p> <p>(1) 法第29条第1項の規定による指定、法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出、法第47条の規定による指定の辞退又は法第50条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）<u>若しくは法第76条の3第6項</u>の規定による指定の取消し（以下この項において「指定等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の設置者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 法第51条の30第1項の規定による公示は、次に掲げる事項を公表することにより行うものとする。</p> <p>(1) 法第51条の14第1項の規定による指定、法第51条の25第2項の規定による事業の廃止の届出又は法第51条の29第1項<u>若しくは法第76条の3第6項</u>の規定による指定の取消し（以下この項において「指定等」という。）に係る指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>様式第1号の2（第2条の2関係） 指定変更申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏名 様</p> <p style="padding-left: 40px;">申請者 所在地</p> <p style="padding-left: 40px;">(事業者・設置者) 名 称</p> <p style="padding-left: 80px;">代表者 ㊟</p> <p>次のとおり指定の変更を申請します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業所 (施設)</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所在地</td> <td style="text-align: center;">(郵便番号 —) 県 郡・市</td> </tr> </table>	略	略	事業所 (施設)	略	所在地	(郵便番号 —) 県 郡・市	<p>(指定障害福祉サービス事業者等の指定等の公示)</p> <p>第4条 法第51条の規定による公示は、次に掲げる事項を公表することにより行うものとする。</p> <p>(1) 法第29条第1項の規定による指定、法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出、法第47条の規定による指定の辞退又は法第50条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による指定の取消し（以下この項において「指定等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の設置者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 法第51条の30第1項の規定による公示は、次に掲げる事項を公表することにより行うものとする。</p> <p>(1) 法第51条の14第1項の規定による指定、法第51条の25第2項の規定による事業の廃止の届出又は法第51条の29第1項の規定による指定の取消し（以下この項において「指定等」という。）に係る指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>様式第1号の2（第2条の2関係） 指定変更申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏名 様</p> <p style="padding-left: 40px;">申請者 所在地</p> <p style="padding-left: 40px;">(事業者・設置者) 名 称</p> <p style="padding-left: 80px;">代表者 ㊟</p> <p>次のとおり指定の変更を申請します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業所 (施設)</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所在地</td> <td style="text-align: center;">(郵便番号 —) 県 郡・市</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">指定障害福祉 サービスの事</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> </table>	略	略	事業所 (施設)	略	所在地	(郵便番号 —) 県 郡・市	指定障害福祉 サービスの事	
略															
略															
事業所 (施設)	略														
所在地	(郵便番号 —) 県 郡・市														
略															
略															
事業所 (施設)	略														
所在地	(郵便番号 —) 県 郡・市														
指定障害福祉 サービスの事															

指定障害者福祉施設の設置者にあつては、利用者の推定数	
略	

注 略
添付書類 略

様式第2号（第3条関係）

変更届出書

年 月 日

職 氏名 様

所在地

届出者 名 称

（事業者）代表者 ㊟

指定を受けた事項に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

略	
略	略
変更した事項	変更の内容
略	略
6 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）※1	
略	
12 運営規程	
略	略
13 略	略
14 略	
15 略	
16 略	
17 略	
18 略	
19 略	
20 略	
21 略	

業者にあつては、役員の氏名、生年月日及び住所	
指定障害者福祉施設の設置者にあつては、利用者の推定数	
略	

注 略
添付書類 略

様式第2号（第3条関係）

変更届出書

年 月 日

職 氏名 様

所在地

届出者 名 称

（事業者）代表者 ㊟

指定を受けた事項に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

略	
略	略
変更した事項	変更の内容
略	略
6 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	
略	
12 運営規程	
13 介護給付費、訓練等給付費、療養介護医療費又は地域相談支援給付費の請求に関する事項	
略	略
14 略	
15 略	
16 略	
17 略	
18 略	
19 略	
20 略	
21 略	
22 略	

22	共同生活援助の事業者の 関係機関との連携その他の支 援体制の概要
略	

注

1・2 略

3 ※1の定款、寄附行為等の変更は就労継続支
援A型事業所のみが届け出ること。

添付書類 略

様式第3号の2（第3条関係）

変更届出書

年 月 日

職 氏名 様

所在地

届出者 名 称

(設置者) 代表者 ㊟

指定を受けた内容を変更しましたので、次のとおり
届け出ます。

略	
略	
変更した事項	変更の内容
略	略
6 登記事項証明書又は条例等	略
略	
略	略
11 協力医療機関の名称及び診 療科名並びに当該協力医療 機関との契約内容（協力歯 科医療機関があるときは、 その名称及び当該協力歯科 医療機関との契約の内容を 含む。）	
12 就労移行支援を行う場合に おいて連携している公共職 業安定所その他関係機関の 名称	
略	

注 略

23	共同生活援助の事業者の関 係機関との連携その他の支 援体制の概要
略	
24	役員の氏名及び住所
略	

注

1・2 略

添付書類 略

様式第3号の2（第3条関係）

変更届出書

年 月 日

職 氏名 様

所在地

届出者 名 称

(設置者) 代表者 ㊟

指定を受けた内容を変更しましたので、次のとおり
届け出ます。

略	
略	
変更した事項	変更の内容
略	略
6 <u>定款、寄附行為等及びその 登記事項証明書又は条例等</u>	略
略	
略	略
11 協力医療機関の名称及び診 療科名並びに当該協力医療 機関との契約内容（協力歯 科医療機関があるときは、 その名称及び当該協力歯科 医療機関との契約の内容を 含む。）	
12 申請に係る事業に係る介護 給付費及び訓練等給付費に 関する事項	
13 就労移行支援を行う場合に おいて連携している公共職 業安定所その他関係機関の 名称	
14 役員の氏名及び住所	
略	

注 略

添付書類 略

様式第11号（第10条関係）

指定自立支援医療機関（病院又は診療所）指定申請書
年 月 日

職 氏名 様

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏名 ㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

指定自立支援医療機関（病院又は診療所）の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項第4号から第6号まで及び第8号から第13号までのいずれにも該当しないことを誓約します。

略
患者を収容する施設の有無及びその収容定員※5

注 略

添付書類 略

様式第12号（第10条関係）

指定自立支援医療機関（薬局）指定申請書
年 月 日

職 氏名 様

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏名 ㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

指定自立支援医療機関（薬局）の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項第4号から第6号まで及び第8号から第13号までのいずれにも該当しないことを誓約します。

略
調剤のために必要

添付書類 略

様式第11号（第10条関係）

指定自立支援医療機関（病院又は診療所）指定申請書
年 月 日

職 氏名 様

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏名 ㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

指定自立支援医療機関（病院又は診療所）の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項第4号から第6号まで及び第8号から第13号までのいずれにも該当しないことを誓約します。

略
患者を収容する施設の有無及びその収容定員※5
役員の氏名、生年月日及び住所

注 略

添付書類 略

様式第12号（第10条関係）

指定自立支援医療機関（薬局）指定申請書
年 月 日

職 氏名 様

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏名 ㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

指定自立支援医療機関（薬局）の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項第4号から第6号まで及び第8号から第13号までのいずれにも該当しないことを誓約します。

略
調剤のために必要

な設備及び施設の概要※2

注 略
添付書類 略

様式第13号（第10条関係）

指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）指定申請書

年 月 日

職 氏名 様

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏名 ㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項第4号から第6号まで及び第8号から第13号までのいずれにも該当しないことを誓約します。

略		
訪問看護ステーション等	略	別紙のとおり
	指定訪問看護従事職員定数	

注 略
添付書類 略

様式第13号の2（第10条関係）

指定自立支援医療機関（病院又は診療所）指定更新申請書

年 月 日

職 氏名 様

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏名 ㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

な設備及び施設の概要※2

役員の氏名、生年月日及び住所	別紙のとおり
----------------	--------

注 略
添付書類 略

様式第13号（第10条関係）

指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）指定申請書

年 月 日

職 氏名 様

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏名 ㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項第4号から第6号まで及び第8号から第13号までのいずれにも該当しないことを誓約します。

略		
訪問看護ステーション等	略	別紙のとおり
	指定訪問看護従事職員定数	

注 略
添付書類 略

様式第13号の2（第10条関係）

指定自立支援医療機関（病院又は診療所）指定更新申請書

年 月 日

職 氏名 様

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏名 ㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

指定自立支援医療機関（病院又は診療所）の指定の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項第4号から第6号まで及び第8号から第13号までのいずれにも該当しないことを誓約します。

略	
患者を収容する施設の有無及びその収容定員※5	

注 略

添付書類

福祉保健部長が別に定める書類
(※4の欄の有に○を付けた場合に限る。)

様式第13号の3（第10条関係）

指定自立支援医療機関（薬局）指定更新申請書
年 月 日

職 氏名 様

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏名 ㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

指定自立支援医療機関（薬局）の指定の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項第4号から第6号まで及び第8号から第13号までのいずれにも該当しないことを誓約します。

略	
調剤のために必要な設備及び施設の変更の有無※2	有・無

注 略

添付書類

福祉保健部長が別に定める書類

指定自立支援医療機関（病院又は診療所）の指定の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項第4号から第6号まで及び第8号から第13号までのいずれにも該当しないことを誓約します。

略	
患者を収容する施設の有無及びその収容定員※5	
役員の氏名、生年月日及び住所の変更の有無※6	有・無

注 略

添付書類

福祉保健部長が別に定める書類
(※4又は※6の欄の有に○を付けた場合に限る。)

様式第13号の3（第10条関係）

指定自立支援医療機関（薬局）指定更新申請書
年 月 日

職 氏名 様

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏名 ㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

指定自立支援医療機関（薬局）の指定の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項第4号から第6号まで及び第8号から第13号までのいずれにも該当しないことを誓約します。

略	
調剤のために必要な設備及び施設の変更の有無※2	有・無
役員の氏名、生年月日及び住所の変更の有無※3	有・無

注 略

添付書類

福祉保健部長が別に定める書類

<p>(※2の欄の有に○を付けた場合に限る。)</p> <p>様式第13号の4 (第10条関係) 指定自立支援医療機関 (指定訪問看護事業者等) 指定更新申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏名 様</p> <p style="text-align: right;">住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)</p> <p style="text-align: center;">申請者 氏名 ㊤ (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>指定自立支援医療機関 (指定訪問看護事業者等) の指定の更新を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項第4号から第6号まで及び第8号から第13号までのいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">略</th> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">訪問看護ステーション等</td> <td style="width: 35%;">略 指定訪問看護従事 職員定数の変更の有無※2</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">有・無</td> </tr> </table> <p>注 略 添付書類 福祉保健部長が別に定める書類 (※2の欄の有に○を付けた場合に限る。)</p>	略			訪問看護ステーション等	略 指定訪問看護従事 職員定数の変更の有無※2	有・無	<p>(※2又は※3の欄の有に○を付けた場合に限る。)</p> <p>様式第13号の4 (第10条関係) 指定自立支援医療機関 (指定訪問看護事業者等) 指定更新申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏名 様</p> <p style="text-align: right;">住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)</p> <p style="text-align: center;">申請者 氏名 ㊤ (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>指定自立支援医療機関 (指定訪問看護事業者等) の指定の更新を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項第4号から第6号まで及び第8号から第13号までのいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">略</th> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">訪問看護ステーション等</td> <td style="width: 35%;">略 指定訪問看護従事 職員定数の変更の有無※2</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">有・無</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: 2px solid black;">役員の氏名、生年月日及び住所の変更の有無※3</td> <td style="text-align: center;">有・無</td> </tr> </table> <p>注 略 添付書類 福祉保健部長が別に定める書類 (※2又は※3の欄の有に○を付けた場合に限る。)</p>	略			訪問看護ステーション等	略 指定訪問看護従事 職員定数の変更の有無※2	有・無	役員の氏名、生年月日及び住所の変更の有無※3		有・無
略																
訪問看護ステーション等	略 指定訪問看護従事 職員定数の変更の有無※2	有・無														
略																
訪問看護ステーション等	略 指定訪問看護従事 職員定数の変更の有無※2	有・無														
役員の氏名、生年月日及び住所の変更の有無※3		有・無														

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第14号

鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書の管理に関する規程（平成24年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁等 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第2項に規定する本庁（同規則第6条の表第1欄に掲げる中部地震復興本部事務局並びに同表第3欄に掲げる東部振興課、東京本部、関西本部、名古屋代表部、職員人材開発センター、衛生環境研究所、「山の日」大会推進課、消費生活センター、原子力環境センター、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、鳥取県立鳥取ハローワーク、鳥取県立倉吉ハローワーク、鳥取県立米子ハローワーク、鳥取県立境港ハローワーク及び農業大学校（以下「特定機関」という。）を除く。）及び鳥取県会計管理局組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第2条第1項の規定により設置された課をいう。</p> <p>(2)～(19) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁等 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第2項に規定する本庁（同規則第6条の表第1欄に掲げる中部地震復興本部事務局並びに同表第3欄に掲げる東部振興課、東京本部、関西本部、名古屋代表部、職員人材開発センター、衛生環境研究所、「山の日」大会推進課、<u>砂丘事務所</u>、消費生活センター、原子力環境センター、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、鳥取県立鳥取ハローワーク、鳥取県立倉吉ハローワーク、鳥取県立米子ハローワーク、鳥取県立境港ハローワーク及び農業大学校（以下「特定機関」という。）を除く。）及び鳥取県会計管理局組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第2条第1項の規定により設置された課をいう。</p> <p>(2)～(19) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この訓令は、平成30年10月26日から施行する。

鳥取県訓令第15号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁（同規則第6条の表第1欄に掲げる中部地震復興本部事務局並びに同表第3欄に掲げる東部振興課、東京本部、関西本部、名古屋代表部、職員人材開発センター、衛生環境研究所、「山の日」大会推進課、消費生活センター、原子力環境センター、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、鳥取県立鳥取ハローワーク、鳥取県立倉吉ハローワーク、鳥取県立米子ハローワーク、鳥取県立境港ハローワーク及び農業大学校（以下「特定機関」という。）を除く。）、鳥取県会計管理局組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第2条第1項の規定により設置された課及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁（同規則第6条の表第1欄に掲げる中部地震復興本部事務局並びに同表第3欄に掲げる東部振興課、東京本部、関西本部、名古屋代表部、職員人材開発センター、衛生環境研究所、「山の日」大会推進課、<u>砂丘事務所</u>、消費生活センター、原子力環境センター、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、鳥取県立鳥取ハローワーク、鳥取県立倉吉ハローワーク、鳥取県立米子ハローワーク、鳥取県立境港ハローワーク及び農業大学校（以下「特定機関」という。）を除く。）、鳥取県会計管理局組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第2条第1項の規定により設置された課及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>(3)～(5) 略</p>

附 則

この訓令は、平成30年10月26日から施行する。

鳥取県訓令第16号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和43年鳥取県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）					
被服の交付を受け る職員	品目	標 準 員数	標 準 使用 期 間 (月)	備 考	被服の交付を受け る職員	品目	標 準 員数	標 準 使用 期 間 (月)	備 考	
略					略					
緑豊 かな 自然 自然 課	常時現地 で自然環境 保全及び自 然公園に関 する業務に 従事する職 員	作業服（上 衣）	2	60	緑豊 かな 自然 自然 課	常時現地 で自然環境 保全及び自 然公園に関 する業務に 従事する職 員	作業服（上 衣）	2	60	
		作業服（夏 上衣）	2	60			作業服（夏 上衣）	2	60	
		作業服（ズ ボン）	2	60			作業服（ズ ボン）	2	60	
		<u>作業服（夏 ズボン）</u>	<u>2</u>	<u>60</u>						
		<u>作業服（ベ スト）</u>	<u>2</u>	<u>60</u>						
		キャラバン シューズ	1	36			キャラバン シューズ	1	36	
		雨合羽	1	36			雨合羽	1	36	
		<u>長靴</u>	<u>1</u>	<u>60</u>						
	防寒服	1	60		防寒服	1	60			
	<u>防寒ズボン</u>	<u>1</u>	<u>60</u>							
砂丘 事務 所	常時現地 で業務に従 事する職員	作業服（上 衣）	2	60	砂丘 事務 所	常時現地 で業務に従 事する職員	作業服（上 衣）	2	60	
		作業服（夏 上衣）	2	60				作業服（夏 上衣）	2	60
		作業服（ズ ボン）	2	60				作業服（ズ ボン）	2	60
		作業服（夏 ズボン）	2	60				作業服（夏 ズボン）	2	60
		作業服（ベ スト）	2	60				作業服（ベ スト）	2	60
		防寒服	1	60				防寒服	1	60
		防寒ズボン	1	60				防寒ズボン	1	60

人 事 委 員 会 規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月23日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第17号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
	組織	職	区分		組織	職	区分
知事の 事務部 局	本庁	略	3種	知事の 事務部 局	本庁	略	3種
		課長（農業大学の課長を除く。） 副本部長 名古屋代表部の部長 行財政改革局職員人材開発センターの所長 副局長 官房長 衛生環境研究所の所長 くらしの安心局消費生活センターの所長 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の館長 鳥取県立ハローワークの所長 農業大学の校長 企画調整幹（人事委員会 が承認したものに限る。）				課長（農業大学の課長を除く。） 副本部長 名古屋代表部の部長 行財政改革局職員人材開発センターの所長 副局長 官房長 衛生環境研究所の所長 <u>砂丘事務所の所長</u> くらしの安心局消費生活センターの所長 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の館長 鳥取県立ハローワークの所長 農業大学の校長 企画調整幹（人事委員会 が承認したものに限る。）	
	略		略				
略				略			
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）			
略				略			
備考				備考			
1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。				1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。			
(1) 知事の事務部局の本庁のうち東京本部、				(1) 知事の事務部局の本庁のうち東京本部、			

関西本部、名古屋代表部、行財政改革局職員
人材開発センター、衛生環境研究所、くらし
の安心局消費生活センター、山陰海岸ジオ
パーク海と大地の自然館、雇用人材局鳥取県
立鳥取ハローワーク、雇用人材局鳥取県立倉
吉ハローワーク、雇用人材局鳥取県立米子ハ
ローワーク、雇用人材局鳥取県立境港ハロー
ワーク及び農業大学の職

(2)～(7) 略

2 略

関西本部、名古屋代表部、行財政改革局職員
人材開発センター、衛生環境研究所、砂丘事
務所、くらしの安心局消費生活センター、山
陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、雇用人
材局鳥取県立鳥取ハローワーク、雇用人材局
鳥取県立倉吉ハローワーク、雇用人材局鳥取
県立米子ハローワーク、雇用人材局鳥取県立
境港ハローワーク及び農業大学の職

(2)～(7) 略

2 略

附 則

この規則は、平成30年10月26日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月23日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第18号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後											改 正 前										
別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）																					
		職務の級											職務の級								
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級			1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
組織	知本	略																			
	事庁	略																			
	の生	略																			
	事活	略																			
	務環	衛生環境研究						次長										次長			
	部境	所																			
局	部	略																			
	部	略																			
	局	略																			
	略	略																			
	略	略																			
	備考	略																			

附 則

この規則は、平成30年10月26日から施行する。